

都秘第53-36号
平成31年2月18日

南九州の文化と建築を考える会
代表 平川靖三 様

都城市長 池田 宜永 (公印)

旧都城市民会館に関する公開質問状について(回答)

向春の候、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

かねてから、本市の市政について、御理解と御支援をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたします。

御不明な点がございましたら、関係課までお問い合わせください。

(文書取扱 総合政策部 秘書広報課 市民相談室 23-3174)

回 答 書

質問事項 1

添付文書に、旧市民会館についての建築物の価値が変わったことへの説明が欠けているのではないか。

登録有形文化財は、50年を経過した歴史的建造物のうち、一定の評価を得たものを、所有者が文化財登録原簿への登録を希望することによって(即ち、所有者の意思に基づき)、文化財として登録し、届出制という緩やかな規制を通じて保存し、活用していくことを期待するものです。

今回のアンケートでは、「旧市民会館の保存活用には多額の費用が必要であり、市としては優先すべき政策課題があるため、南九州学園からの返還によって、平成19年当時の原点に戻り、基本的には旧市民会館は解体すべきであるとする」との市の基本的な考え方を示した上で、「民間企業等が自ら財源を確保した上で、保存活用する具体的な提案があれば、十分検討する」方針も明記して、市民の意見を求めたところであります。

このように、建築物の所有者である市としては、当初から、自ら保存活用する意思のないことを表明しておりますので、アンケートを行う際に、登録有形文化財には言及しておりません。

なお、登録有形文化財の登録基準は、文部科学省告示で、「原則として建設後50年を経過し、かつ、①回上の歴史的景観に寄与しているもの、②造形の規範となっているもの、③再現することが容易でないもののいずれかに言一亥当するもの」とされています。

この基準を旧市民会館が満たすか否かについて、一般社団法人日本建築学会(以下「日本建築学会」という。)は、都城市民会館再生活用計画検討特別委員会(以下「特別委員会」という。委員長は日本建築学会の古谷誠章会長)の報告書において、「建物の強烈で個性的なデザインを考慮すると、伝統的景観を念頭に置いた①よりは、②、③のほうが当てはまる可能性が高い。意匠性の高さという点では②だが、その個性的なデザインは「造形の規範」という表現に対してなじまない。③の「再現することが容易でない意匠」という表現も、新陳代謝を是とするメタボリズムの思想にふさわしくないように思える。」と記載され、「強いて言えば再現することが容易でない意匠という点で、②と③の中間と考える。」と述べられています。

すなわち、日本建築学会においても、「強いて」当てはめなければ、登録有形文化財の要件のどれにも該当しにくい、とされているようであります。

また、全国にも、建設後 50 年を経過したメタボリズム建築物は数多くありますが、登録有形文化財として登録されている建築物は極めて少ないと承知しております。

以上のことから、本市としましては、建設後 50 年経過したことにより、旧市民会館の建築物の価値が大きく変化したとは認識していないところであります。

質問事項 2

提示された金額について、大幅な開きがあることへの説明がなされていない。金額の根拠も示していないのはなぜか。

当初、市民アンケートは、平成 30 年 4 月に実施する予定でしたが、日本建築学会の「より専門的な見地から検討した内容を示して、アンケートの実施や民間企業等からの提案を受けるべき」との意見に応じて、特別委員会の検討結果の報告を待って、その内容も添付して同年 7 月に実施したものです。

したがって、添付資料については、市民アンケートを実施する前に、日本建築学会の窓回であった特別委員会委員と意見交換を行い、その意見も反映して作成したものであり、印象操作との指摘には全く当たらないと考えております。

また、添付資料に記載した保存活用の検討結果は、南九州学園の検討結果(同学園から委託を受けたパシフィックコンサルタンツ(株)の報告書)と、日本建築学会の検討結果(特別委員会の報告書)の概要をまとめたものです。

保存活用に要する費用については、南九州学園の検討結果は、①完全保存の場合が約 42.4 億円、②部分保存が約 19.5 億円、③民間貸与活用が約 0.8 億円+ α 、④再生建築が約 6.6 億円、⑤解体・無形保存が約 2.1 億円と、5 つのケーススタディ別に算出して報告書にまとめられています。最も費用が高額になる完全保存は、旧都城市民会館を本来の用途である音楽ホールとして完全に保存した場合を想定したもので、耐震改修費約 25 億円を含んだものです。

添付資料は、報告内容を簡潔に要約したものであり、算出根拠までは細かく示していませんが、報告書全文を市のホームページに掲載していることを添付資料に明記し、誰でも詳細に知り得る状況でありました。

次に、日本建築学会の特別委員会の検討結果は、暫定利用案約 0.2 億円、1 階部分活用案約 4.8 億円、屋根撤去 1 階活用案約 6.1 億円、全体活用案約 8.4 億円(最終報告では 8.2 億円)の 4 事例が示されています。特別委員会の報告書によれば、1 階部分活用案及び屋根撤去 1 階活用案は、テナント工事費を除いた金額であり、全体活用案も基本工事費のみで内装工事等を含まない金額であったため、添付資料に金額を明示する場合に「+α」と表示しました。

また、想定費用の大きな差は、耐震改修工事の違いによるものであり、より専門的な見地から検証された日本建築学会も、大規模な補強は不要であると主張されているものの、耐震診断を実施しないと正確には分からないと報告書に明記されておりますので、その旨を記載しました。

特別委員会の報告内容についても、添付資料では、簡潔に要約して掲載したため算出根拠までは細かく示していませんが、報告書全文を市のホームページからアクセスできるようにしており、誰でも詳細に知り得る状況でありました。

市としては、市民に、両者の検討結果の前提に差があることを認識していただいた上でアンケートに回答いただけるように、報告書の全文をホームページで閲覧できるようにするとともに、添付資料には、その要点のみを記載したものであり、特段の意図を持って行ったものではございません。

質問事項 3

解体費用と解体後どうなるのかが書かれていないのはなぜか。

市民アンケートは、南九州学園からの旧市民会館の返還申し出を受けて、返還後の市のとるべき対応を市民に問うものであり、平成 19 年当時と同様に、保存活用するか、解体するかのご二択といたしました。

解体費用については、アンケートの添付資料に記載はしてありませんが、ホームページで南九州学園の報告書を閲覧できる状態としておりました。その報告書には、解体工事費が 1 億 6 千万円、旧市民会館の記憶を模型、映像、ヴァーチャルリアリティ等で伝承するメモリアル制作費用を 5 千万円と記載しております。

また、解体後の跡地活用については、今後検討してまいりますので、当然ながら、アンケート実施時点では跡地活用について記載することはできませんでした。

質問事項 4

このアンケート結果は有効といえるか。

今回の市民アンケートは、全数調査ではなく、無作為抽出法による標本調査で実施いたしました。標本調査は、各種の世論調査や社会調査において行われており、都城市においても、住民の行政に対する要望や意見の把握、条例や計画立案の際の基礎資料等とするために実施しています。

全数調査の結果に比べて標本調査の結果は、若子の誤差(標本誤差)が生じますが、標本数(アンケートに回答した数)の大きさと正確さが高まります。

例えば、調査結果が 50%だった場合、標本数が 1,000 の場合、真の値は、40.8%～ 53.2%の間に 95%の確率で存在すると言われていています。標本数が大きくなればなるほど、標本誤差は小さくなり、より精度の高い結果が得られることとなります。

なお、この標本誤差は、母集団の大きさは関係せず、人口 10 万人の地方都市でも、100 万人の大都市でも変わりません。

今回のアンケート結果は、標本数は 1,377 であり、「解体する」を支持する人の割合は、83.5%の± 3 ポイント未満(先に述べた標本数 1,000 の場合の標本誤差の範囲よりもさらに小さい範囲)に 95%の確率で存在することになりますので、統計学的にも何ら問題ないと考えます。

質問事項 5

旧市民会館の世界遺産の可能性について、議論を深め、市民に周知する必要があるのではないか。

世界遺産とは、現在を生きる世界中の人々が、過去から引継ぎ、未来へ伝えていかなければならない人類共通の遺産とされており、文化遺産、自然遺産、それらの両方の価値を備えた複合遺産の 3 種類があります。

日本の世界遺産につきましては、法隆寺等の仏教建造物、姫路城、古都京都の文化財、白川郷、原爆ドーム、巖島神社、日光、琉球王国のグスク、富岡製糸場などの文化遺産が 18 件、屋久島、知床などの自然遺産が 4 件登録されております。

旧市民会館が、世界遺産を目指すためには、まずは文化財保護法に基づき、重要文化財や国宝の指定を受け、さらに、今後 5 年から 10 年以内に世界遺産登録を目指す候補として、国の暫走リストに登載される必要があります。

世界遺産は、文化遺産、自然遺産を問わず、その暫定リストの中から、1年につき、1件のみを国が推薦していくという仕組みとなっており、その推薦に基づき、年に1回開催されるユネスコ世界遺産委員会で登録の可否が決定されることとなります。

なお、旧市民会館が重要文化財や国宝になるためには、専門家による様々な調査を経て、国の文化審議会で審議され、文部科学大臣の指定を受ける必要がありますが、約2,500件が指定されている建造物の重要文化財等のうち、現在、国の暫定リストには、わずか7件の文化遺産しか掲載されておられません。具体的には、古都鎌倉の寺院・神社、彦根城、飛鳥・藤原の官都とその関連資産群、北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群、金を中心とする佐渡鉱山の遺産群、百舌鳥・古市古墳群、そして、平泉・仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群という歴史的価値の著しく高いものが候補となっております。

そうした状況の下、旧市民会館が、10年のうちに世界遺産に登録されるためには、まずは、短期間に重要文化財に指定された上で、既に、重要文化財等に指定されている数多くの文化財を飛び越え、国の暫定リストに査載されることが必要であり、相当高いハードルがあるものと考えております。

このような現状を踏まえると、日本イコモス国内委員会 20世紀国内学術委員会委員長であり、東京理科大学の山名善之教授が、「日本建築学会主催のシンポジウムで講演された際に述べられた、「旧市民会館が10年で世界遺産に登録される可能性が十分にある」との御意見については、実現可能性が低いのではないかと考えざるを得ません。

また、平成29年12月に、日本イコモス国内委員会は、将来的に世界遺産の候補になる可能性があるとして、「日本の20世紀遺産20選」を選定されておられます。具体的には、瀬戸大橋、青函トンネル、迎賓館赤坂離宮のほか、上野恩賜公園と文化施設群(東京国立博物館本館など)、国立代々木屋内総合競技場、代官山ヒルサイドテラスなどのモダニズム建築群が選定されていますが、残念ながら、旧市民会館は選定されておられません。

このことは、日本イコモス国内委員会における旧市民会館の評価が、先のシンポジウムで公表された、旧市民会館を10年で世界遺産に草録する計画との評価とは、大きく乖離していることを表しているのではと考えております。

なお、御指摘のあった、ふるさと納税については、これまで同様、本市にとって優先すべき政策課題である人口減少対策や子ども子育て支援等に充当していくべきであると考えております。

今回、本市としては、建築学的な価値を主張される日本建築学会等の意見を尊重し、民間企業等からの提案を受け付けてきましたが、結果として、日本建築学会から申し出のあった期限までに、民間企業等からの提案がなかったため、「解体やむ無し」との判断に至ったものであります。御理解を頂きたいと存じます。

御不明な点がございましたら、総合政策部総合政策課(電話 23-7161)までお問い合わせください。